

京都市告示第 4 5 0 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 2 月 1 5 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人はせがわ小児科	上京区一条通千本西入烏丸町 3 7 5 番地	平成 25 年 1 月 4 日
医療法人三木医院	伏見区桃山町山ノ下 2 3 番地 5	平成 24 年 12 月 28 日
おちあい医院	伏見区深草柴田屋敷町 2 3 - 9 5	平成 25 年 1 月 1 日
医療法人緑祐会 松原医院	西京区桂木ノ下町 2 5	平成 25 年 1 月 1 日
三木歯科医院	右京区太秦御所ノ内町 2 7 の 6	平成 25 年 1 月 20 日
スギ薬局 千本店	上京区千本通下長者町上る革堂前之町 1 1 6 番地 1 階	平成 25 年 1 月 1 日
ライオン薬局	上京区今出川通千本東入般舟院前町 1 3 2 番地	平成 25 年 1 月 4 日
厚生薬局	下京区河原町通高辻上る天満町 2 6 6 番地 2	平成 25 年 1 月 1 日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）